

各部(局、室)長 様

企画政策部長 小柳 啓一

平成 24 年度予算編成方針について(依命通達)

わが国の経済は、リーマンショック以降ようやく回復の兆しが見え、政府の経済見通しにおいては、「景気は持ち直し、経済成長の好循環に向けた動きが進むことが見込まれる。」とされていましたが、東日本大震災による災害の影響に加え、急速な円高、欧州での金融危機等により、景気の下振れのリスクなど、先行き不透明な状況となっています。

このような中で、今年の 8 月に閣議決定された、国の中期財政フレームでは、平成 24 年度から 26 年度の予算は、平成 23 年度当初予算の額を実質的に上回らないこととの方針が示され、地方財政へも大きく影響するものと考えています。

当市の平成 24 年度における財政状況の見込みでは、歳入では、大きな割合を占める市税収入が、年少扶養控除の廃止などの制度改正により、増加が見込める税目はあるものの、全体としては減少傾向が続き、平成 23 年度当初予算と比較すると約 3 億円の減少と見込んでいます。

また、国県からの各種交付金などについては、平成 24 年度においても実質的に平成 23 年度の水準を下回らないとしており、地方交付税の概算要求においても前年並みの額を要求していることから、概ね前年度と同程度の額が確保できるものと見込んでいます。

一方、歳出では、義務的経費では、人件費は横ばい、公債費は減少を見込んでいます。また扶助費については社会保障関係の経費が増加傾向にあるものの、子ども手当制度の改正による減額があったことにより扶助費全体としては、横ばいとなっています。しかし、準義務的経費は、特別会計への繰出金、一部事務組合への負担金などが、増加したため経常的経費の見込みは、一般財源ベースで約 8 億円の増加となっています。

したがいまして、政策的経費に充当できる財源は、平成 23 年度当初予算と比較すると大幅に減少するため、新たな事業を行おうとする場合は、既存事業の見直しや廃止などスクラップアンドビルドを実施し、財源を捻出していかなければ、財政調整基金の取り崩しが大幅に増加することになります。

平成 24 年度当初予算の編成では、これらの状況に基づき、これまで以上に限られた財源を効果的に予算配分することを念頭に、第 4 次総合計画で示す「歴史」「自然」「文化」のまち ～「佐倉」への思いをかたちに～ を実現するため、下記により編成作業を進めるよう依命通達します。

## 記

### 第1 基本方針

平成 22 年度は、比較的良好な決算であったが、改善の主な要因は依存財源である地方交付税の増加によるものであり、根幹となる市税の減少傾向が続くかぎり、中長期的には厳しい財政状況が続くものとする。

このため、引き続き、持続可能な財政の確立を目指し、歳入規模に合わせた予算編成を行うものとする。

平成 24 年度予算編成にあたっては、第 4 次佐倉市総合計画に位置付けられた事業を基本とし、学校耐震化、防災対策、放射能対策などの震災対策は優先して進める。

また限られた財源を有効配分し、財政の持続性を確保するため、経常的経費については、引き続き抑制に取り組み、廃止を含め厳しく見直し、財政の弾力性の改善に努め、財源確保を図る。

政策を推進する事業については、緊急性や重要性を見極め、厳選して実施するものとする。

### 第2 編成作業

平成 24 年度当初予算編成における予算要求については、経常要求では、義務的経費、準義務的経費及び毎年経常的に実施している通常一般経費について要求する。臨時要求では、実施計画で認められた政策的経費及び事前に財政課と協議済みの通常特別経費について要求する。義務的経費、準義務的経費については、需要見込みについて厳しく精査し、必要な額を要求する。通常一般経費につい

ては、別に通知する部(局・室)ごとの充当一般財源に係る基準額を要求の上限額とし、一件査定方式により編成するものとする。

政策的な経費については、第4次総合計画前期基本計画の実施計画に基づき、実施計画の査定額を要求の上限額として再度精査の上、要求する。

なお、地方分権改革一括法による権限移譲により移管される事業についてはその性質により、義務的経費、通常一般経費とするが、事前に財政課と協議すること。

また予算案の決定にあたり、経常経費も含めて、予算要求や見積りの状況を随時公表するとともに、市民意見を求め、それらを参考に最終案を決定するものとする。

### 第3 将来債務の削減

市債の発行については、普通交付税の振り替えである臨時財政対策債が毎年増加していることから、施設の建設事業等に係るものは、世代間負担の公平性の観点から、普通交付税の措置されるものを優先的に必要最小限の活用をすることとし、安易に建設事業の財源とすることがないようにする。市債全体の発行総額は、基本的には公債費の元金償還金の額を超えない範囲とし、借入残高の適正な水準をたもつこととする。

### 第4 留意事項

#### その1. 総括的な事項

##### (1) 事務事業の見直し

要求にあたっては、事業内容を精査し、市民意識調査、佐倉市行政活動成果評価懇話会、補助金検討委員会からの提言並びに監査意見及び議会での審議等を踏まえて、見直しを行うこと。なお、予算編成の過程は、市民に公表することを念頭に、関係書類について、一層わかりやすい表現にできるよう努めること。

##### (2) 行政サービスとしての妥当性の検証

それぞれの事業について、佐倉市市民協働の推進に関する条例の趣旨に基づき、行政と市民の役割分担を再点検のうえ、本来行政が税を投入して実施すべきものか、適切な実施主体は誰かを再検討し、見直しを図ること。

##### (3) 事業の効率化

継続的に実施している事業については、社会環境や市民ニーズが大きく変化している現状を踏まえ、その役割や効果を勘案し、廃止、中止を含めて必要性を

再度検討し、最低限必要と思われるもののみを要求すること。継続する事務事業については、生産性を高めコストの削減を図るとともに、年度経費の平準化、事業規模、実施期間等の見直し等を行うこと。

#### (4) 権限移譲による新規事業の追加

地方分権改革一括法による権限移譲により佐倉市に事務が移管される事業については、平成 24 年 4 月からの実施に支障を来さぬよう進めること。また必ず財政課と協議をしたうえで要求すること。

#### (4) 予算編成における PDCA の強化

よりよい事業の実施と、市民への説明責任の向上を図るため、平成 23 年度から実施計画要求から予算査定までを一連の流れとするよう、予算事業と実施計画との整合を図った。これにより行政活動成果測定が直接、予算事業と関連することとなり、予算編成においても PDCA サイクルの機能が向上した。要求にあっては、これらを踏まえ、行政活動成果評価懇話会からの意見書及び、事業評価を念頭に行うこと。

### その2. 歳入に関する事項

- (1) 市税については、歳入の根幹をなすものであり、その占める割合も大きいことから過大に見積もりすぎることはないよう、経済情勢や景気の動向などを考慮し適正に見積もること。

また、税の公平性の観点から滞納処分などの収納率向上に向けた対策を積極的に実施すること。

- (2) 使用料・手数料については、市民負担の公平の観点から、受益と負担の適正化を図るとともに、収入未済額の解消に努めること。

また、従来は無料としていたものについても、有料化について検討すること。

利用率の低い施設にあっては、財源の効果的使用の観点からも利用率の向上となる対応策を検討すること。

- (3) 国・県支出金については、国及び県の動向を十分見極め、ひも付き補助金の一括交付金化など、新規の制度や既存の制度の改廃について情報収集し、本市のまちづくりの方向性に合致するものは、積極的な確保に努めること。

- (4) 各所属において、不要資産の売却、広告収入等、創意工夫による財源の確保について積極的に検討すること。

### その3. 歳出に関する事項

- (1) 施設の管理運営経費については、指定管理者制度の活用や民間への委託、施設の統廃合など、コストと効果の観点から根本的な見直しを図り、効率的な施設の管理運営の実現及び経費の抑制に努めること。
- (2) 情報システム経費については、単に事務の軽減を図ることのみを目的とするのではなく、利用状況、費用対効果を精査し、有効性に乏しいシステムは廃止、統合等を行い、効率的なシステム運営を図ること。
- (3) 市補助金については、佐倉市補助金検討委員会意見書を尊重し対応すること。また継続と評価された補助事業にあっても、説明責任を念頭におき、補助の成果を評価し必要に応じて抑制、削減に努めること。特に人件費に対する補助については、より以上に成果、評価を検討し、内容の見直しに努めること。
- (4) 事務費等のいわゆる管理コストとなる経費については、さらに精査をし、最低限必要な経費のみを要求すること。

### その4. その他の事項

- (1) 特別会計については、その会計内で収支の均衡を確保するという原則から歳出に見合った、保険税、保険料、使用料などの負担の適正化を図り、法定繰入以外の一般会計からの赤字補てん的な繰入れを少なくするよう努めること。
- (2) 公営企業会計については、企業性格を十分に発揮し、経営のより一層の合理化を図ること。また独立採算の確保に努め、一般会計との経費負担区分を明確にするとともに、事業収入の確保、業務運営の合理化・健全化を図り、その事業目的を達成するように努めること。

## 第5 予算要求基準等

すべての予算要求は、23佐財第433号「平成24年度予算編成事務要領について(通知)」により行うこと。